

豊後国日出湊の問

野口喜久雄

一

豊後国速見郡日出湊の問丸をつとめた井上氏の文書は、すでに、その一部が「大分県史料」(11)（「速見郡諸家文書」）に武内文書として収録されている⁽¹⁾。筆者は最近、武内家の史料調査を行つて、未収録の井上氏の文書を発見した。そこで、その紹介をかねて、日出湊の問の成立と、その近世における変遷について述べてみたい。

① 「大分県史料」(11)に収録された文書は、文禄二年七月一日の大神鎮勝書出以下二十四点で、十八世紀中頃までの事情を知ることができる。

今回、新たに調査したものは、凡そ次の通りである。

一 法令 三冊

二 井上氏の覚書の類（問の營業・機能に関するもの）五冊四通

三 問屋株下請証文 十二通

四 網代紛争に関する願書・書状類 十一通

五 その他 二十八点

年代的には、宝曆以降のもので先の二十四点にほど続くものである。

なお、この文書は井上氏が山口県小郡町に転居した際に、親類筋の武内氏に預けられたものであり、同家には武内家の文書もある（安部巖編「大分県近世庶民史料目録」〔二〕「大分県地方史」47所収）ので、井上文書と称すべきである。

一一

井上氏が問職をもつていたことを示すもつとも古い文書は、慶長六年二月卅日の「細川三斎書出」^①である。すなわち、慶長五年、大友義統との石垣原の戦いの際、井上惣左衛門が時の領主細川忠興方について、木付の城にこもり忠節を尽したので、その功績により「日出浦之出ふね其入ふね其外之とい之とい之儀申付候条如前々可申付事肝要候」というのがそれである。

この井上氏が問職を持つようになった由縁をたずねると、文禄二年、秀吉の朝鮮出兵に際し、当時、日出・八坂・大神・藤原・横灘に所領を有していた（志手文書、天和三年三月八日「大神氏伝承覚書」）（「大分県史料」47所収）大神鎮勝は三百騎を引き具して海を渡った。惣左衛門はそれに従い、その時の忠節により、鎮勝から一稜の知行を安堵され、井上の苗字を許された。（文禄二年七月二日「大神鎮勝書出」）さらに、その七月六日、鎮勝が戦死した時、惣左衛門は鎮勝の最後を見届け、かつ、その遺品を故郷の息、統久のもとへ送届けた。統久は惣左衛門の労をねぎらい、一稜の知行を安堵した。（文禄二年九月廿六日「大神統久書出」）この鎮勝・統久より安堵された「一稜の知行」こそは、日出浦の問職で、なかつたろうか。

なお、井上氏系図によれば、井上氏の祖は大友能直の孫、戸次重秀より五代目井上民部大輔（「重である。そして井上文書の建武四年三月廿七日附の大友孫太郎宛の武藏権守高師直の施行状（この内容は建武三年四月二日の下文に任せて、田原藏人三郎正彌は八坂下庄の代官たるべしというものの）の伝来が由緒をもつものであるとすれば、井上氏は南北朝の頃、八坂下庄に何らかの所職をもつていたと考えられる。

これを要するに、中世土豪として日出浦の支配権をもつていたものが、文禄・慶長期に大神氏および細川氏により、「問職」として安堵されたものと推測されるのである。

慶長六年の木下氏の日出入部以降も、木下氏より「問職」の安堵をうけた。（寅十一月十六日「恒川将監・山田藏人連署書出」および未卯月廿六日「恒川将監・青野少左衛門連署書出」）下つて宝永四年、浜次郎右衛門・七兵衛の両人が吉井又左衛門・中田藤兵衛を通じて船問屋を願い出、許可された時、井上惣左衛門は異議を申し立て、以前の通りに船問屋の差団は惣左衛門が行うようとの申渡をうけた。（宝永四年三月六日「浅野八右衛門・家所弥左衛門連署書出」）

この段階での問の役割は、①廻船の吟味、②船宿の申付、③商品の検分、④価格の決定等でありそして、木下氏の上り下りに十二人の公役をはじめとして、日出港内の船役を勤めることが義務づけられていた。それに対し、日出湊に出入する船から一定の口銭を徴収する権限が与えられていた。（未卯月廿六日「恒川正次・青野少左衛門連署書出」、十一月十日「恒川正次書状」）

① 以下文書名だけをあげたのは井上文書である。

三

享保三年、井上氏と町方商人との間に争いが起つた。それは井上惣左衛門が、旅船の船宿は自分方に届出ることになつている筈なのに、近頃はそれがみだりになつていると申し出したことによつて始まつた。

それに対する日出城下の上町・下町・横町・魚町・八日市町商人の云い分けは次のようであつた。（享保三年七月五日「下町組頭與七郎以下連署書上等写」）

1 船宿みだりになつてゐる事だが、町中に船宿をするのは今に始まつたことではなく、惣左衛門の祖父甚兵衛道伯（元

禄七年没）の代に神前（市）が始まつた時からのことである。^①

2 先日、木付町の伝七と申者が横町の孫七の世話で惣左衛門から七島蓮八百束を買い、今日、船でその筵を取りに来たところ、惣左衛門が壱束に壱分ずつの口銭を取つた。口銭というのは宿主が取引の世話をした時に取るものであるから、孫七こそ口銭を取るべきなのに、惣左衛門に取られたのでは至極迷惑である。惣左衛門の取つていているような口銭ではなく運上同然である。町中の者の渡世が困難になるのに旧に復して止めて欲しい。

この町方商人の云い分について、惣左衛門は次のように反論した。（享保三年七月八日「問宗衛門言上覚案」）

- 1 祖父道伯、父惣左衛門の頃は、船宿をする者は必ず自分方に届け出たが、今はみだりになつてゐる。
- 2 口銭をとるのは、他所の商人が荷物を船で積出す時、および町方の商人が他国より商品を買入れて来て、町の仲買人に売渡す時であつて、それは当然のことである。
- 3 口銭をとるのは今に始まつたことではなく、「問屋仕候上ハ商売物口銭無御座と申儀ハ難心得」きことである。

4 旅商人が問屋より品物を買った時口銭をとる定めであるから、木付の伝七から口銭をとつたのであって、他の問屋の場合も同様で、不法ではない。

そして、大神鎮勝書出以下代々相伝の書出等八通を差出して、問職所持の正当性を主張した。（享保三年七月十三日「問宗左衛門相伝文書目録」）

この争論は、七月廿日、惣左衛門の問職が安堵され（「杉原新兵衛等四人連署書出」）

- 1 船宿は惣左衛門に従うこと。
 - 2 町方にて今後、新規の船宿を禁ずる。
 - 3 口銭のことはお構いなし。
- ということで一応の落着をみた。

この時に確認された問の職分に関する事項は次の通りであった。（「入津船改答申覚」）

1 諸国より入津の廻船の改め、船宿の決定、取引価格の決定

2 他所商人が船にて積来る荷物を浜で売る場合、又当町商人が木付・府内・瀬戸内・鶴崎辺より借船にて商品を積来り、浜で商売するか、仲買へ売渡す場合は口銭をとつてよい。

3 小船あるいは小商人の取引には口銭をかけぬ。

4 町方商人の積出荷物又は陸路持込の商品、あるいは船から直ちに店に揚げる商品には口銭をかけぬ。

5 神事の節、② 入込の船には口銭をかけぬ。但し綿・たばこ・油などの類を浜にて売買する場合は口銭をとつてよい。

6 「口銭と申物ハ先元々礼之心ニ候間取ましき物にて無之」改、自分の荷物の場合も、他人の荷物の場合と同様である。これを宝永の段階と比較すると、問屋口銭の徴収にしましました規定が設けられ、藩の商品流通に対する姿勢がうかがわれるのである。

この享保三年の争論はつまるところ、この地方の農村における商品生産と流通の発達とともに、町方商人が進んでその支配にのり出したことによつて起つたものである。藩は問の特権を確認するという方向で、流通統制をめざしたのであるが、それは農村政策としての本百姓維持政策と対応するものであった。

この期の商品流通を示す史料はそう多くはないが、概略次のようにある。

元禄頃、日出町で神事の節、市が立つた。そこに紀州より椀売りが来て、帰りに穀物や七島筵を買っていった。

椀売りはその他の日にも来た。上方から呉服・細物を、府内から穀物を売りに来、また横濱から冬に米買いに来た。先述の伝七のよう近隣よりの七島筵買いもあり、その他、周防・高田・鶴崎・瀬戸内との取引もあった（享保三年七月五日「下町組頭與七郎以下連署書上箋写」）。また、元文二年頃より八日市町に市が立ち、太田に船が出入した（「因跡考」）。

以上のように、この期の商品流通は七島筵に代表される特産品および米（いずれも主として小農民の単純再生産を維持する

ための生産によるものであつて、剩余労働生産物ではない）の販売と、農村非自給物資の購入とからなつてゐるのである。藩として、認めることができる商品流通は領主と都市の需要を満たすためのものであり、農民がそれに関与するのは非自給物資の調達の範囲に限るべきであると考えた。したがつて、「村ニ有之小商人共無益之諸品決而商中間敷候」また、「御隣端市町等ニ罷出候儀無用之ものハ不罷出用事有之參候共無益之錢遣ひ堅致間敷事」（阿南文書、天明元年九月「御書出シ写」）、「大分県史料」（11）と、農村での商品流通ができるだけ抑えようとするのである。このような商品流通は特権的な問屋が支配するにふさわしいものである。しかし、この法令は反面では、農村での商品流通の拡大に領主にとって「無益」であり「無用」の流通が起り始めて来たことを教えてくれるのである。

①② 城下の若宮の市 每年九月に市が立つ

四

このように、町方商人の進出は農村での商品生産の発展を背景にしたものであつたから、享保二年の争論での勝利にもかゝわらず、井上氏は漸次、その特権を失わざるを得ない。宝曆四年の「定」には、「米・大豆・塩・酒者定之通運上可差上之」と四商品に対する運上徴収の規定がみられる。これは宝永以降の商品流通の発展と、それに対する町方商人の支配の事実を物語つてゐる。藩としても、その事実を承認し、年貢收入の不足を流通面からの収入（運上金）でカバーするために町方商人を通じて流通を支配しようとしていることを示してゐる。

このような社会の変化と、それに対応する藩政の転換にもかゝわらず、古い特権に依存し続けようとしていた井上氏は次第に困窮に向わざるを得ない。安永の頃、「不幸ニ而老女老人」となり、問屋の仕事も「代判ニ而取計」ざるを得なくなる。そこで、同六年、頭成屋伝左衛門・竹屋弥九郎らによつて、井上家の再興がはかられ、弥九郎の三男喜代二郎、当時十四才が養子

として送りこまれた（安永六年十月「小山作兵衛等連署書下」）。その後数年して「家宅少々ハ見分茂宜相成候而他客も古ニ立帰り候様子」になつた時、養子「喜代三郎少々差支候事も有之」て実家に帰り、後を弥七が継いだ（寅五月「井上市郎左衛門等連署覚書案」）。

この間にも町方商人の進出は続いた。寛政八年の「岡跡考」は日出城下の町人屋敷一六〇軒、浜三〇軒と記し、文化十年の「定書」は米・大豆・塩・酒等の取引きに細かい規定を設けている。そして、宝暦四年では下請問屋としての陸問屋と浦問屋（惣問屋としての井上氏の下で陸路および海路による流通を統制する）が存在しただけであつたが、文化十年の「定書」では、陸問屋、浦問屋の独立的権限が強化され、さらに紙・酒・塩等の諸品問屋が独立的な権限をもつようになっており、藩の方針が決定的に変更されたことがわかる。惣問屋井上氏の衰勢は歴然である。

「私儀年々打統不如意ニ罷成内證向差支至極難儀仕候ニ付有來候處之歲並下屋鋪等迄段々完払申候而只今迄者漸々取統申候得共最早此以後之手拔手筋戊無御座」故に、「当秋御新米御上着被為遊候節々御借船之儀被為仰付候様奉願上」（「乍恐奉願上口上之覓」天保頃）と同時に、「御条目ニは船問屋陸問屋と急度御書分ケ有之候得共先規御書出し等ニ而此方海陸惣問屋之所相分リ候」（天保四年「覓」）、そして、惣問屋というものは「たとへて申さハ角力之行司同様之心得」（同上）であるのだと、旧来の特権を主張した。

天保九年五月、先に手島倅右衛門に質入れしてあつた問屋株と家屋敷の買戻し代銀七十文錢十七貫目、鈴城氏よりの借金分全百三十九貫目余を、惣問屋株、御借船掛、浜漁事一門、煎海鼠方の諸権利、家屋敷、畠を担保として、鈴城弥九郎より借入れた。ところが、「問開店之處同冬ニ至言語同断之始末ニ相成」七十文錢八十五貫余の損失を出した（天保九年五月朔日「一札之事」）。

嘉永五年、井上氏の代理鈴城吉平（竹屋）は、井上氏の窮状を述べ、手島（魚屋）、宇佐美（南郡屋）、関（万屋）、龜屋らの町方有力商人を介して、町方の取引の「正常化」をはかった（嘉永五年六月「口上覓書」）。すなわち「近年打統私方不如

意ニ付万事不行届之義も有之候旁にて町方一向頓着不致銘々勝手次第旅人直商ひ等被致（略）殊に当主甚兵衛儀至而柔弱者ニ而右等之儀相糺候氣力も無御座（略）其上昨冬より彼是心痛ニ而自然と病氣差起今以全快不仕引居申候旁口錢取上過分減少ニ相成何分立行方出来不中心痛仕候」そして町方取引について次のようにのべてゐる。

1 「七島延市尾他所より被相頼買方私方江者不相拘勝手次第ニ相調遣候」しかし「先年より之規定ニ而者拙家へ口錢不申受候而不相成事ニ御座候」

2 「御藏物御扱之儀者問屋江不相拘御例ニ御座候」「此儀も豊後灘ヲ越候て参り候船者先生より問屋方へ参り候例ニ御座候」

3 「切手錢定メ通三十八文差出候例ニ御座候」

4 「地船者出入半切手錢ニ而十九文宛ニ御座候」「船出入之儀者何れ之御城下ニ而も川口御番所江問屋より出切手ヲ
もらひ候而出船致候義ニ御座候」

5 「町方仲買衆問屋へ付候得者自身手元江損失相立候様之御心得ニ而一寸した商ひニ而も口錢之所彼是と申方段々御さ候へ
とも（略）問屋かゝりニ儀者一統承知之事ニテ少も町方ニ相拘り候訃者無御座候」、そして「問屋方へ沙汰なしニ」「無口錢
ニ而商ひ致候」「仲買衆有之候間決而御油断被成間敷など船頭より内通之儀も御座候」

6 「村々他所より店仕込もの等代銀渡し方極メ通ニ無御座（略）世間之評判甚不^{アレ}大阪菱屋木屋など数年仕込方仕候所近來御當所
へ水上不仕別府より直ニ木付へ越候（略）ケ様之儀御隣端並ニ無御座而者自然と御城下之繁榮ニ相成候」

「地他商ひ向之中ニ立候儀私方之株ニ御座候たとへハ酒質株と申而も別而替候儀者無御座候若無株之者質取酒商ひ等仕候
ハハ御持株之衆其儘ニ被成置候哉御考可被下候左候得者旅人と馴合交易仕候儀有之間敷」

そうして「只今之通ニテハ第一御銀納所拝借上納も出来不仕候附而是町方格別之御恩^{ミシ}ニ相成候無尽掛戻其外少々ツヽ之借入等仕向方不任心底様ニ成行無拗断絶ニ及候様ニ龍成」として、町方に対し、町方の店の守るべき「定書」を甚兵衛と岡問屋平野屋久助との連名で差送つた。

一 七島延蒲を始其外何品ニ而も旅人ノ買方申參候ハ、先此方江参リ拙家々沙汰有之候ハ、^ス買遣可申段御答波成當時躰ニ市尾買之客人問屋ニ而も無之方ニ留置買方之儀以来急度此方々さゝわり候尤市尾のミニ限候儀ニ而は無之何品ニ而も売買之義者同様ニ御心得可被成事

一 御藏米豆等御隣端江取次ヲ以壳積舟参リ候節船頭此方江参リ其段相届候様御差図可被成候尤切手錢三十八銅相懸候事附豊後灘渡リ來リ候船者問屋より外取次不致極ニ候事

甚兵衛方へ
甚兵衛方ヒヒヒヒヒヒヒヒ

甚兵衛方

一 七島延其外荷物銘々よ梨積為登ニ相成候分旅舟ニ積入之節者船頭此方江相届積口錢差出し荷受致候様御差図可被成事
一 商躰ニ無之候船たり共町方江用事ニ而參り候船も同様船頭此方江届出候様御差図可被成候尤此方職分故浜方船着者時々相心懸見廻り等致候得共行届兼候間此段御案内申置候無左候而者船出入月々之書上等閑之段御船場 每々御沙汰御座候而甚恐入候事

一 他所々かたけ荷の小間もの又者多葉粉其外之品壳ニ参り候もの有之候店方之甚差支ニ相成候右様之者見当り次第問屋方江御沙汰御座候ハ、急度差止メ可申候是等も先年今問屋之役儀ニ御座候事

但し商ノ之一荷売者都而御免ニ候得共品ニ寄店方之差支ニ相成候町並ニ居候方岡間屋別而氣ヲ付候様申談置候事

一 近来送り荷物又者注文ものなと申問屋江不相拘水上々相成候品々此度カ相改定之口錢船頭々請取候間此段御案内申置候事

一 日田豊前カ紙壳ニ参り候分紙問屋引受ニ而商壳致候此儀者萬屋方存寄次第之儀ニ御座候事

右之通何品ニよラス旅人交易之儀者問屋除候而者不相成極ニ御座候間此御心得第一ニ御座候去ル十二日町頭衆カ御沙汰も御座候旁以來堅御含置可被下様御頗申入候以上

子

七月

平野屋

久助

五一

御店方

但し平野屋久助當時岡問屋ニ付

連名ニ致くれ候様頼候付名前加ル

ここにみられるのは、依然として「惣問屋職」を維持しようとする努力である。しかし、新たに七島筵に運上がかけられ始め⁽¹⁾、さらに諸品「問屋之手ヲぬけ候商」⁽²⁾（天保四年十月「覚」）が広く行われるに至つておれば、それは所詮、空しからざるを得なかつた。

安政五年、藩が魚会所を設置した際、「浜漁鮮魚問屋」となつたが、その時「私儀先代より他処船積入之鮮魚問屋被仰付居候ニ付兼而取扱候品ニ御座候得者格別之思召ヲ以當浜漁鮮魚問屋被仰付被成下候様」（明治二年カ「乍恐奉願上口上之覚」）にと願出でた。これを文面通り解釈すれば、井上氏の主張は「惣問屋職」ではなくなつているのである。

明治二年、藩が商法会所を開いた時、「七島筵其外數品御產物ニ相成候段被仰出奉畏候然ル処私儀先々より浜問屋職被仰付御蔭ヲ以渡世仕罷在候處此度七島筵其外數品御產物ニ相成候ニ付而者は迄之間屋口錢過分相減候ニ付（略）魚会所同様之儀ニ被成下候而私江御任セ被成下候ハゝ難有奉存候」（全上）と願出たが、ここでも從前の「浜問屋職」の主張しかない。

以上のように、幕末に至つて、井上氏の「惣問屋職」は名実ともに消滅し、「浜問屋」あるいは「商法会所御手先」として、転身をはからなければならなくなつたのである。

① 「定書」嘉永二年一月

一当町人共自分荷物……

附七島筵積出之儀者御運上壠束ニ付銀弐分ツゝ差出可申候尤問屋口錢御免之品ニ候得者改方緩に致置若外より露頻致におゆてハ問屋共越度たるへく事

- (2) このことは、農村での商品生産を支配していた地主リ商人が自主的な商品取引を行い出したことを示していく新たな経済段階が始まつたことを知らせている。

五

以上を要約すると、

- 1 井上氏が問職をもつたのは、中世以来、日出浦を支配して来たその実績によつてであつた。
- 2 問の職務・権限をみると、中世的な「職」の性格が非常に強い。近世に至つてなお、そのような「職」が残つているのは極めて稀なことである。
- 3 享保三年の井上氏と町方商人の争いは、一応、井上氏の特権が認められるという形で終つたが、それは、日出領で商品生産が発展して来て、その結果、町方商人が進出して、問の特権がおびやかされ始めたことを物語つてゐる。
- 4 宝歴四年の「定」は宝永年間以来の町方商人の進出の事実を認めて、藩が経済政策の変更をはかりつゝあつたことを示している。そして、それは、文化年間に至つて決定的となつた。
- 5 天保年間には、農村在住の地主リ商人が新たに台頭して来て、町方商人の手を経ないで、自主的な商品取引を行い始めて来た。(しかし、これとてブルジョア的な商人という訳では決してない。)
- 6 井上氏の窮乏は、井上氏の個人的な事情(老女一人になるというような)によることは否定できないが、より根本的には以上のような農村での商品生産の発展と、流通のあり方の変化によるものである。
- 7 以上のような変化によつて、井上氏はついに旧来の特権を頼ることをやめて、転身をはかるに至る。

史料

ここに史料として、藩の法令である宝曆四年の「定」、文化十年の「御定目」と井上氏の覚書たる天保四年の「覚」と若干の「問屋株下請証文」を掲げた。法令としてはこの外に嘉永二年の「定書」があるが、その内容が文化十年の「御定目」と殆んど同じであるので省略した。

原文中の「ル、タ、ツ、ハ、は、え、ト、モニ書き改めた。また、夏、ナ、オは、事、候、等に改めた。

定

- 一公儀御法度之條々并從先年町内え被 仰付候御法令之趣弥堅可相守事
- 一唐船抜荷物持来る者於有之者早々奉行所え可訴出之疑數荷物盜荷物等隠し置候者可処嚴科事
- 一似金銀惡金銀相改堅通用致間敷候万 一旅人と馴合通用致ニおいては曲事可申付事
- 一吹金銀砂金銅等之品者達奉行所差図次第可令売買私に取捌候者可為越度事
- 一他国より入津之商船何品によらず問屋え附不申荷物は一切売買令停止之并他所船当湊え荷受致候節は荷物之品入念承届荷受致させ可申改方筋略にいたし御法度之荷物等積出候段後日に至り令露頭におひては曲事可申付事

附り陸路より来る荷物者船問屋一切不可差綺事

一旅商人不審成躰之者に候者湊内え船繫せ不申尤荷物水揚為致間鋪候並博奕遊女宿堅停止之事
一牛馬之白骨買候船入津候者早々追出しし湊内其外近所海辺えも船繫せ申間敷事

一問屋方え令止宿候旅人宿手形毎度奉行所え可差出事

一諸荷物問屋口錢定之通可取之中買之者申合旅客を欺き法外之任形於有之者曲事可申付事
一陸路より来る荷物當湊より船ニ而積出し候節は陸間屋立会相改口錢定之通可令配分事

一米大豆塩酒者定之通運上可差上之此外諸式何品によらず運上ハ御赦免之事

右之條々堅可相守者也

宝曆四甲戌年九月日

多喜兵治
板新吉

(表紙)

「文化九年壬申年五月御初入遊候

木下佐渡守様御代

御定日

文化十癸酉年二月御下被遊候

控

定書

船問屋式人

松屋宗左衛門

魚屋斎右衛門

岡間屋式人

河内屋八十八

三国屋三郎助

一 船問屋之儀者先格之通江向渡船役義可相勤候岡間屋町並之役相勤候ニ付而之儀役義不申付事

一 紙問屋萬屋八代藏茶問屋八日市善左衛門向原小壳塙問屋浜利左衛門魚問屋浜弥太郎右之者共前々之通可致候下リ酒小壳所長
讚屋七郎兵衛向後可致事

一 上方より取下し候酒御運上酒壺石ニ付銀壺又宛右下リ酒屋取越候ハ、船問屋方へ申聞改ヲ請運上口錢可差出事

一 船より積来酒者船問屋請込御運上酒壺石ニ付銀壺又宛可指出候問屋口錢式分宛可取之事

一 下リ酒小壳所長讚屋七郎兵衛壺人ニ相限候小商人共密々壳買致候者有之候ハ、七郎兵衛並海陸問屋急度遂吟味可申出候其上
ニ 而過料可申付候右之者共ゆるかせニ致置外於致露顯者七郎兵衛問屋共越度たるへく事

附当市之節煮壳等致候ハ、下リ酒壳候者市中者差免候尤運上口錢ニも不及候

市過候而者急度商壳致間敷事

一 船より積来米大豆御運上壺石ニ付銀式又宛問屋口錢五分宛相定事

一 塩買入御当地え取越候節船にて取越候ハ、御運上壺石ニ付三升宛陸乞取越候ハ、壺升五合宛差出可申問屋口錢右ニ准可申事

一御払穀物御払被成候節者御勝手方御役場より可觸之間町人共前々之通以入札願可申候問屋立合ニ不及口錢遺間敷事

附御貰米御用之節者問屋共え被仰付候間中買之者へ相觸相調可差上其節者壳主方今之口錢問屋中買可致配分事

一御俵代銀大東並松葉代銀先納銀其外一切上納銀之方向後判屋包ニ相納候事

附品々上納物錢ニ而相納候方勝手たるべく事

一御領内郷中より出候米大豆雜穀類其外何品ニよらず是迄之通勝手次第二可致商壳御運上口錢御免被成候問屋共義も一切是ニかゝわるへからざる事

附米大豆万一毫人之名前ニ而數十駄付出シ候ハゝ其節之様子次第相改運上申付口錢も可有之候事

一当町人共自分之荷物米大豆雜穀其外諸品一式船にて積出候義ハ前々之通川之口御免被成候尤運上御赦免候問屋共口錢不可取之併荷物之品者荷主より問屋方え相届ケ荷受可致候万一御法度之荷物有之候ハゝ問屋より可致注進候事

一町中之者上方並御隣端より積越候荷物何品ニよらず勝手次第二取越問屋付ニ不及候是又水上之節問屋方え相届可申陸問屋方へ可相届事

附米大豆之儀者前條之通御運上可差出事

一当市之節小店借商壳致候旅人荷物之義ハ問屋支配ニ不及候尤水上之節者荷物之品問屋ニ可相届陸より來方者宿主より陸問屋方へ可相届候市過九月廿三日已後逗留致商壳いたし候旅人ハ問屋方え相届可請差図候尤宿手形可差出事

一市中旅人米売ニ參候者海陸共ニ問屋請込穀類買立候場所之儀ハ問屋了簡次第二場所相頼指置可申事

一當時酒屋共始其外之者只今迄小商人ヲ頼米買申方向後者問屋ニ相頼買入可申事

一他所より参かけた荷之小卸売者問屋付ニ不及小店之者共勝手次第二買入可申事

一他所より参振壳前々之通可令停止乍然此類之者一向ニ差留候而ハ他処より参者少ク所々衰微ニ可成候間問屋請込セ話いたし仲買之者へ調させ可申候小分之壳物口錢取候而者已後不罷越様ニ可相成候間勝々能様ニ致差遣可申候鮮魚壳之類前々之通振う

り差免可申事

一陸荷物ハ陸間屋支配いたし船荷物者舟間屋支配可致但船荷物陸より付出し陸荷物舟ニ而積出し申候ハゝ口錢配分相互ニ可致之

尤立会口錢之義ハ輕ク配分可致事

一常々海陸各参小売店商人問屋ニ付口錢等出候義ハ差免候然共右牀之者參候節者商人宿主共ニ問屋方へ寵越荷物之品相届ケ勝手次第商壳可致事

一向原各参在中小売入レ塩之儀向後御運上塩壱石ニ付三升宛ニ御下ヶ被下候向原小売塩之内たりといへ共町方へ卸元ニ致候方ハ船問屋ニ而支配可致候前々之通御船場御番所え相達毎度矢倉之者え問屋立会相改尤御運上差上口錢取可申候塩壳は銘々下ヶ札相渡可申候御運上差上候ニ付札代者御赦免被成候事

一問屋口錢先格之趣相守猶又御隣端諸々承合並之通ニ仕非分之口錢取申間鋪候諸色相場等之儀日々承合相場相立可申候惣而問屋致方悪敷旅人迷惑不致様随分心懸可相勤事

一米大豆塩酒御運上之義先年輕ク被仰付候然上者元買之石数有牀ニ相改御運上差出へし自然石数隠置不直之義相聞候者問屋役取上急度可申付事

右之條々先年海陸下問屋被 仰付候旨尚又行届候様問屋共始尚以町人共え可被申聞候以上

文化十癸酉

二月朔日

帆足丈左衛門

宮崎直記

杉原帶刀

田原忠兵衛殿

覚

一公儀御浦觸之事

右は御用船行衛不知船有之節御浦觸參り候不分昼夜刻限付を以近浦之事東ら參候節は川崎浦庄屋大神堅助ら御郡方御町御奉行列席ニ差出御覽之上列席此方え御渡しニ相成拝見之上写置漂着之有無御受書致西え差送ル津嶋浦庄屋城内牧之助方え送ル夫人浜肝煎茂平ニ申付候得は順番之もの有之候而其当番ニ申付候西ら來ル節は牧之助ら差出し右同様ニ而此方え受取大神堅助方え送ル也右取扱至而大切ニ可仕事聊ニ而も損し等出来候節は先方不受取迷惑ニ相成候事右浦庄屋別而心配之役儀也。一浜方支配御役儀之儀誠之御役儀之場合ニ相勤候得は至而心配之事也先當時ニ而は上と下方との間之便を致候得は可も不可も無之都而漁父漁人之儀は一向世間も不知不骨之もの計り候得は万端割を入れ暖致候而可然事

一江向渡相勤候事

但し西南風強(槍)る壱丁ニ而不被參節は先年ら渡シ止リ御止之事

此御役當時伊豫屋十助え鮮魚下問屋致させ候恩銀ニ同人ら其以前は浜方之ものへ相頼置一ヶ年之御用渡し相勤させ候而賃錢七六錢五拾匁宛毎年遣候事

此賃錢は高直之様ニ存候事

一里役之事浜中ニ而相勤候壱ヶ年ニ三千八百里之御公役也然ル所先年ら未進過分ニ有之候右沙汰有之候節は御用無之故右未進出來候段御答可申事先年ら御用ヲ欠儀は無御座候段申訳可致事

右は浜中ニ而大坂行之(ママ)はる相立居候此方へ当り候節は浜肝煎エシ世話相頼大阪行之もの壱人差出候事喰扶持は上ア渡り賃銀は此方ア出錢之事每春里役御勘定有之候事

一地船他船出入切手毎月差出候事

一切手錢地船入拾九文出十九文宛也旅船は倍ニ而三十八文宛也商ニ來り候船は直ニ出帆之事故一同ニ三十八文仕切之内ニ立候事

一当町ア為登ニ相成候七嶋延浜出し束數相改毎月御届申上候事

御告奉行立合改之事

船積之節旅船ならバ船借り賃束ニ三文宛積口せん可取事

船借りは此方並山城屋善右衛門両人之事右善右衛門船借り此方ア致させ候儀ニ而先年證文受取有之候所問方(零)令落之砌取失ひ候而同時之節は同様之株ニ相成居候事本家隠居問方相統中は善右衛門方ア歩米取居候よし

一御米為御登之砌地船無之節は他船借上差出候事尤船御改有之候節榜着用ニ而船ニ參候事御依物御積之節同様罷出受取船頭へ相渡候事

一右運貨米百石ニ付四石五斗宛受取船頭へ相渡候事其砌百石ニ付二斗宛口米受取候事

一御船場之方内分之御用向等有之先町御奉行同様ニ相心得可然事

一塩酒米豆

右四品積入御運上之事尤御改告御奉行御見分之事

塩壺石ア付
三升宛

尤半方正塩上納半方十九文替代納之事

御改壳塩小俵四升廻し大俵四升五合廻し魚や上り高田正ゆ塩六七升或ハ八九升廻し先年ア御極也
酒壺石ア付
七錢壺又

尤四斗樽壺丁三斗ニ相立候事

米大豆壺石ニ付御運上七錢武匁御定メ

陸々來ル分御運上半減也

萬屋七兵衛下り酒株

當時道古屋彦兵衛方へ借り受商売致候事

此分下リ酒之外御隣端ニ而買入も不相成表也積入之節は管御奉行問屋立合改受御運上口錢問屋へ受取御運上は問屋手前より上納可致御定之所何之頃各次問屋へ不拘御改ヲ受御運上自身手前より上納ニ相成居候事

山城屋善左衛門 楊酒株

右同様ニ相成居候事

桃屋長十郎 年季願楊酒株

當時廣屋儀平方へ借受商売候事

右同様ニ相成候事

右酒の儀以来問屋掛り之儀ニ付故障差起り候節は急度此方申分ニ相成候事勿論

御條目ニも問屋口錢可差出趣ニ被仰出有之事

一
七六錢三百日

武歩入

七錢切手二メ三百三拾武匁武厘八毛

鰯御運上之年々漁事ニ不相拘上納之事

御勝手方納也

右は漁事之節鰯代之内を以引取夫ら諸入用もの引御切手会所え歩通上納致残り分浜中割(マツ)府夫々役前増減有之此方三人前委細いな鰯帳ニ見候

一七錢四百目

江鮒御運上

御勝手方納

是又江鮒取高壳立右御運上其外諸懸りもの引浜中屋敷割之事同帳ニ見候

右両漁事冲ニ而過分隠し又は態と人ニ取せなど致浜之風儀至而あしく當時は御隣端之漁場など別而きより宜有之候當時は甚不宜深江江鮒なども同様ニ有之趣平日よくよく申聞見苦敷無之様ニ致度事

一越中富山入薬屋

小田原喜兵衛門

薬種屋權七

薬種屋四郎右衛門

右三人之名代ヲ以毎年薬入替ニ参り候事

御運上老人前

金壺兩宛メニ三両也

出立算用之勘受取預り置七月十日御免御改之節御免札ニ相添上納之事御免札は直様御下ケ相顧受取道追々入替ニ参り候節為持御領分中廻在致候事

右富山入薬之儀は頭成屋方名跡相立壳薬株を以渡世致させ世話方頭成や方へ相讓可申事在中相廻り候事故壳薬ぬけ壳等々取締ニ相成可申事

一煮海風製法之事當時伊豫屋十助方へ申付致させ候事

此品は公儀御大切之御俵物ニ而当浦御請高式千斤之所例年過分不足致し平日ぬけ無之様吟味可致事万々外方へ壳渡候儀見当り候ハゝ急度相糾可申事

製方

此方

當時伊豫屋十助下セ話致

さ田弥太郎

魚屋栄吉

（良カ）

右は遠崎錠屋茂次右衛門方手代毎年受取ニ参候斤数相改壳渡候事斤數書付御町御奉行所え差出候

一風雨之節自身雨具ヲ致浜え参り候而地船他船損し不申様地下ニ差図致セ話為致可申事

一問屋向商壳之儀は立御城下町人何品ニ而も旅人と相対之儀不相成問屋立会交易致させ候事勿論御定り之口錢受取可申事
右心得は問屋なしニ地他打混し取遣自由ニ致候節は相互ニ欲心起り違乱ニ及候ニ付問屋中ニ立諸相場等廉直ニ相究商致させ候事也

たとへて申さハ角力之行司同様之心得也

一町方ニ而問屋之手をぬけ候商向段々有之候別而八日市町太田ら諸品積揚致候事時々有之候右場所は竹の外決而積候事不相成

先年ら被仰出有之候竹も問屋は此方ニ可致之所問屋之手をぬかし候而積候事

一町方ニ而も諸品問屋ニ不相拘壳買致候事有之候見当り次第懸合格別障リニ不相成様相談可致事

一古手質屋ら旅人え壳買候儀是迄一向ニ問屋除ケ致候質屋衆心得如何敷却而府内櫻屋方へ口錢ヲ為取候様見受候事

一向地もんでんぢしより持参り自由ニ商致候万力屋伊三右衛門方え止宿致候以来取きめ問屋方へ付候様可致其外伊三右衛門方へ止宿之旅人少し宛之商ひ致候様見受候事

右四ヶ條之儀時節相心懸取メリ候様致度事此上増長致候而是問屋は有而無きニ同し様ニ相成候事
一持下り衆其方町方仲買え直応対之衆諸商ひ向何事も無之節は此方少も心配なし売懸先万一故障出来候節は格別ニ心配致相片付候様可致又売付之砌足元悪き仲買えは決而売セ不申様心得第一之事也此儀兼而町方之浮沈相心懸居不申而是不相成事

一高野山西生院先年より当家引受世話致候事第一

上え御祈禱差上其外御家中御領分中 在町共ニ配札致候事御使僧参り候得は案内之もの町肝煎相雇来り候御使僧不參御札斗参り候節は右之もの相頼配札致させ御初穂取立為登候事在は村切ニ取立此方へ送り参り候事

一紙問屋 関七兵衛

元頭成屋伝左衛門株

そのまゝ七兵衛方へ相成

一茶問屋 山城屋善左衛門

御借船方共ニ

一陸間屋 三国屋茂平

右何れも当時之間屋也此方物問屋ニ而海陸共ニ致候事前断三軒此方より差免候問屋ニ御座候併先年間方極困窮之砌證文等取失ひ當時三国屋三郎介方斗有之候昨天保三辰十一月物問屋之御調有之候節委細口上書差出し候写有之候間此所ニ不記委敷右控ニ有之候事

御書出し一同ニ致し置候事
毎年御年貢之事

一米壱斗五合五勺

一大豆壱石四斗五升七合

メ冬

一大豆壱斗弐升壱勺

メ夏

小麦壱斗三升四合壱勺

右年々合勺之増減有之候事

内

浜屋敷

手島与四郎

年貢分

広屋儀平

同

メ

右与四郎方は問屋敷御切手会所より御壳渡しニ相成候付浜屋敷年貢分与四郎方より出候事尤是迄一向不相分ニ付南郡屋持之時より已夏迄此方より出し有之候事此分追而分もらい可申事仁王庄屋殿え願可申事

右儀平分は上之屋敷年貢此方より屋敷壳渡之節より当已夏迄有之候事同様庄屋殿え願可申事
右兩人分引残りは不残内野畑年貢也當時御船手浜方へ入有之候ニ付取立上納之事

御年貢之内右之兩人より出候分別帳ニ記し有之候間亦相違無之哉仁王御庄屋ニ尋候ハヽ明白可致事

一御町御奉行

當時村越源太郎様

松田左司馬様

一御元メ

當時湯原安左衛門様

一宮伴右衛門様

一御船頭

長沢甚左衛門様

一吉御奉行

手嶋直助様

一沖船頭

宇都宮安兵衛殿

綾野久兵衛殿

中原与十郎殿

右御役人衆随分懇意可致事

一問屋向之儀ニ付自然町方と故障之儀差起り申論し等出来候節は先年之

御書出し御條目その外御極書などニ而委細相分り候且又去天保三辰十一月吉平右差上候口上書等物問屋之次第別而委敷訳有之候御書出し一同ニ写直し置候事

一御條目ニは船問屋陸間屋と急度御書分ケ有之候得共先規御書出し等ニ而此方海陸物問屋之所相分り候又大坂辺持下りなどハやはり船問屋付之方也府内なと船問屋付也当所當方惣問屋之儀先年右陸間屋致候ものゝ證文等段々有之候右ニ而分明也一町方ニおるて少し之儀も問屋不調法有之候得は申立候儀毎度有之候銘々問屋之手をぬけ候事は相互ニ隠し合候趣ニ相見へ候

事

一間屋へ延在中之手より直売不相成又在方へ其外ニ而も小売致候事不相成様ニ相心得居申候是は諸商之元ヲ致候間屋之事故夫各小売等致候而は町方之商無之様ニ候故仲買之義理合ニて間屋方致さぬ事と被致候何ぞ右之儀 御書出し御條目ニも不相見候只内證之相談合ニ而致さぬ事也

右ヲ表立候事之様ニ惣躰致居候様見受候事

右は若違乱之節之心得ニも相成候付記置候

右之通ニ御座候宜御頼上候以上

天保四年

巳十月

各 樣

吉 平

一此度岡下問屋之儀御願申上候所御聞達し下問屋被仰付依之為礼銀壱ヶ年銀壱枚宛進上可仕候右問屋之儀御入用之節何時も御返済可仕候為後日證文如件

一第一御定法之通堅ク相守可申候以上

上町

利助

宝曆四年甲戌十二月日

問物左衛門殿

(上包)

「證文

久屋

六左衛門

「證文

一此度浦方下問屋之儀御願申上候所ニ御聞達下問屋被仰付依之為礼銀と壱ヶ年ニ付銀壱枚宛進上可仕候右問屋之儀御入用之節何時も御返渡可仕為後日之證文如件
一第一御定法之通堅相守可申上候浦方御役儀無滯相勤可申上候以上

久屋
六左衛門母

宝曆四年戊十二月廿八日

問 惣左衛門殿

(上包)

一札

證文

一此度鮮魚下請問屋御願申上候所御聞達下問屋被仰付依之為禮銀壹ヶ年ニ付銀壹枚宛進上可仕候右問屋之義御入用之節何ヶ時も御返渡可仕候為後日證文如件

第一御定法之通堅相守可申上候浦方御役儀無滯相勤可申上候以上

下町

重助

九月十二日

文政十三庚寅

伊豫屋
重助

惣問屋

鈴木吉平殿

御届奉申上口上之覧

下町

重助

六九

(上包)

「一札」

證文

此度鮮魚下請問屋御願申上候所御聞達下問屋被仰付依之為礼銀壹ヶ年ニ付銀壹枚宛進上可仕候右問屋之義御入用節何ヶ時
御返渡可仕候為後日證文如件

第一御定法之通堅相守可申上候浦方御役儀無滯相勤可申上候以上

文政十三庚寅

九月十二日

下町

重助

惣問屋

鈴木吉平殿

御届奉申上口上之覧

下町

重助

問兼帶

右之者ニ鮮魚下請問屋仕せ候様内談仕候間此段御届申上候以上
 ヒヒヒヒヒヒヒ

(文政十三年)

伊豫屋
重助

右之者ニ鮮魚下請問屋仕せ候間内談仕候間此段御届申上候以上

(文政十三年)

寅九月十二日

村越源太郎様
松田左司馬様

問兼帶

鈴城吉平

控